

鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援補助金交付要綱（平成28年鹿屋市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「就学者又は未就学児に限る。」の次に「以下同じ。」を加え、同項第4号を削り、同項第5号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 転入世帯 本市に定住を目的として転入し、善良なる地域住民として生活しようとする世帯をいう。

第2条第1項第6号中「定住世帯」を「転入世帯」に改める。

第3条第1項第6号中「定住世帯」を「転入世帯に属している者」に、「6月」を「1年」に改める。

第6条第1項各号を次のように改める。

(1) 屋根、外壁等の改修工事、居室等の増改築工事、床、壁、天井等の改修工事  
その他の標準的な改修工事  
で別表第1に掲げるもの

(2) 通路、トイレ、浴室等のバリアフリーに関する改修工事  
で別表第2に掲げるもの

(3) 太陽光発電設備の設置工事、蓄電池の設置工事、断熱工事等の省エネルギー化に関する改修工事  
で別表第3に掲げるもの

(4) その他市長が適当と認める改修工事

第6条第2項中「別表」を「別表第4」に改め、同条第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「ものとする」を削り、同項を同条第7項とし、同条第4項中「鹿屋市立地適正化計画」の前に「前4項の場合において、」を加え、「（定住世帯を含む。）に係る」を「該当する場合における」に、「第2項」を「前4項」に、「算出された」を「算出した」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「三世代同居世帯に係る」を「前2項の場合において、三世代同居世帯に該当する場合における」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前3項の場合において、転入世帯に該当する場合における補助金の額は、前3項の規定により算出した額に、転入世帯加算金10万円を加算した額とする。

第6条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、3人以上の高校生以下の子どもと同居している子育て世帯に該当する場合における子育て世帯改修応援補助金の額は、前項の規定により算出した額に、子ども加算金10万円を加算した額とする。

第7条第2項中「定住世帯」を「転入世帯に属している者」に、「6月」を「1年」に改める。

附則中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

標準的な改修工事

工事箇所	対象となる改修工事	対象となる世帯
屋根	塗装の塗り替え（仮設足場の設置を含む。）	子育て世帯又は 高齢者等世帯
	瓦等のふき替え（下地板、破風、軒先等の修繕、補修、目止め及び緊結を含む。）	
	陸屋根のシート防水又は塗膜防水の防水工事	
外壁	塗装の塗り替え（仮設足場の設置を含む。）	
	外壁の改修（サイディング、下見板、モルタル壁、下地等の修繕及び補修を含む。）	
居室等	増築又は間取りの変更（部屋の分割、合体及び減築を含む。）	
	補強工事（耐震補強工事（耐震改修補助要綱により実施するものを除く。）並びに耐震シェルター及び防災ベッドの設置を含む。）	
床	床の張り替え（フローリング、塩ビシート of 張り替え、新畳交換並びに下地板、根太等の修繕及び補修を含む。）	
	屋内の段差解消（床のかさ上げ及びフローリングの増張を含む。）	
	断熱改修（床暖房システムの設置を含む。）	
壁及び天井	壁紙又はタイルの張り替え（塗壁、壁紙及び	

	化粧合板の模様替えを含む。)
	建具の交換又は設置（外窓の交換、内窓の設置及びガラスの交換を含む。)
	断熱改修及び耐震改修工事（耐震改修補助要綱により実施するものを除く。)
廊下及び階段	廊下及び階段の拡幅
	階段昇降機の設置
	ホームエレベーターの設置
台所	台所の改修又はシステムキッチン若しくはシンクの交換（床、壁及び天井の張り替えを含む。)
浴室等	浴室、トイレ及び洗面所の改修（システムバス、浴槽、便器等の交換並びに床、壁及び天井の張り替えを含む。)
テレワークに関するスペース等の設置	間仕切り壁の改修
	造り付け机及び収納の改修
	インターネット環境の整備に伴う電気及び通信の宅内配線工事
宅配ボックスの設置	宅配ボックスの設置（アンカー固定の工事を要するものに限る。)
玄関手洗い場の設置	センサー付き水栓の設置又は改修
	センサー付き照明器具の設置又は改修
部屋全体につながる換気設備の設置	24時間換気扇の設置又は改修

別表第1の次に次の3表を加える。

別表第2（第6条関係）

バリアフリーに関する改修工事

工事箇所	対象となる改修工事	対象となる世帯
------	-----------	---------

廊下及び出入口	介助用の車椅子での移動を容易にするために通路又は出入口の幅を拡張する工事	子育て世帯、高齢者等世帯又は一般世帯
	手すりを取り付ける工事	
	床の段差を解消する工事	
	床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	
	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	
	開戸のドアノブをレバーハンドルに取り替える工事	
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
	ホームエレベーターの設置	
階段	階段の設置又は改良によりその勾配を緩和する工事	
	手すりを取り付ける工事	
浴室	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	
	浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事	
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	
	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	
	手すりを取り付ける工事	
	この項中の内容を含むユニットバスに入れ替える工事	
トイレ	排泄又はその介助を容易に行うためにトイレの床面積を増加させる工事	
	便器を座便式のものに取り替える工事	

	座便式の便器の座高を高くする工事	
	手すりを取り付ける工事	
	床の段差を解消する工事	

別表第3（第6条関係）

省エネルギー化に関する改修工事

対象となる改修工事		対象となる世帯
太陽光発電設備の設置（10Kw未満までのもので、住宅の屋根及び住宅の敷地内又は附属車庫の屋根に設置する場合に限る。）		子育て世帯、高齢者等世帯又は一般世帯
LED及びセンサー付き照明器具の設置（電気工事を伴うものとし、個人で設置するものは除く。）		
エコキュートの設置（新たに設置するものに限る。）		
太陽熱温水器の設置（住宅の屋根及び住宅の敷地内又は附属車庫の屋根に設置する場合に限る。）		
蓄電池の設置（電気工事を伴うものとし、個人で設置するものは除く。）		
IHヒーターの設置（ガスからIHヒーターに交換するもので、電気工事を伴うものとし、個人で設置するものは除く。）		
住宅の省エネに向けた屋根、壁及び開口部の断熱改修等	屋根又は外壁に断熱材等を施す工事	
	開口部のガラスを複層ガラス又は遮熱性の高いガラスに変える工事	

別表第4（第6条関係）

補助金の種別、補助率等

住宅の基準	補助金の種別	補助率・限度額
耐震改修補助要綱第2条第3号に規	子育て世帯改修応援補助金、高齢者等世帯改修応	補助対象経費の10分の3に相当する額。ただし、30万円を

定する耐震改修工 事を行う住宅	援補助金又は一般世帯改 修応援補助金	限度とする。
上記以外の住宅	子育て世帯改修応援補助 金、高齢者等世帯改修応 援補助金又は一般世帯改 修応援補助金	補助対象経費の10分の2に相 当する額。ただし、20万円を 限度とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所  
氏名

鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援補助金交付申請書

年度における鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援補助金の交付を受けたいので、鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

種 類	基 準	昭和 56 年 6 月 1 日以後に 建築（着工）された住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に 建築（着工）された住宅※
①改修応援補助金 (該当世帯に○)		子育て・高齢者等・一般 円	子育て・高齢者等・一般 円
②子ども加算金		円	円
③三世帯同居世帯加算金		円	円
④転入者加算金		円	円
⑤居住誘導区域内 等改修加算金		円	円
交 付 申 請 額 (①+②+③+④+⑤)		円	円
添 付 書 類	(1) 改修工事事業計画書及び同意書（別記第2号様式） (2) 登記事項証明書 (3) 改修工事見積書（別記第3号様式）又はこれに代わる見積書 (4) 改修工事を行う住宅の付近見取図 (5) 改修工事の内容が確認できる図面 (6) 改修工事を行う部分の施工前の状態が確認できる写真 (7) 市税の滞納がない証明書		

合（該 ）特 当 記 す る 事 項 場	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子育て世帯で三世帯同居世帯の場合 親と子と孫の続柄及び住所が分かる書類（戸籍謄本等）</li><li>・ 申請者と住宅所有者が異なる場合（2親等以内） 住宅所有者との続柄の分かる書類（戸籍謄本等）</li><li>・ その他 委任状、障害者手帳等の写し、確約書など</li></ul>
--	--

※耐震診断・耐震改修工事を行う住宅に限る。

第2号様式（第7条関係）

改修工事事業計画書及び同意書

申請者の氏名等	(氏名) (連絡先)					
	(住所)					
改修する住宅の所有者等	(所有者の氏名)					
	(申請者との続柄)					
改修する住宅の所在等	(所在地)		(建築年月)	年	月	
住宅の種別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅					
世帯員 (申請者を含む。)	氏名(世帯主に○)	生年月日(年齢)		申請者との続柄	備考(障害者等級・学校名等)	
		年	月	日	歳	
		年	月	日	歳	
		年	月	日	歳	
		年	月	日	歳	
		年	月	日	歳	
施工業者	(名称) (連絡先)					
	(所在地又は住所)					
	(代表者)					
	(担当者)		(連絡先)			
工期	年		月	日	～ 年	
工事内容						
総工事費	円(税込)					
補助対象経費	円(税込)					
他の補助事業の適用の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (補助事業名 )					
確認項目 (該当項目をチェック)	<input type="checkbox"/> 住民登録あり <input type="checkbox"/> 市税の滞納なし <input type="checkbox"/> 申請者が申請住宅に居住 <input type="checkbox"/> 高校生以下の子どもと同居 <input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者又は障がい者と同居 <input type="checkbox"/> 三世帯同居世帯(子育て世帯に限る。) <input type="checkbox"/> 高校生以下の子どもが3人以上 <input type="checkbox"/> 転入世帯 <input type="checkbox"/> 居住誘導区域内等改修 <input type="checkbox"/> 今回が初めての申請					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>なお、住民基本台帳、市税の納付状況、住宅の所有者など、申請に係る情報について、鹿屋市が職権で確認することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 (署名又は記名押印)</p>						

注 記載内容に虚偽やその他不正行為があった場合は、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることがあります。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所  
氏名

鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援事業実績報告書

年度における鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援補助事業を実施したので、鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

決定年月日	年 月 日	決定番号	号
基準 種類	昭和56年6月1日以後に 建築（着工）された住宅	昭和56年5月31日以前に 建築（着工）された住宅	
①改修応援補助金 （該当世帯に○）	子育て・高齢者等・一般 円	子育て・高齢者等・一般 円	
②子ども加算金	円	円	
③三世帯同居世帯加算金	円	円	
④転入者加算金	円	円	
⑤居住誘導区域内 等改修加算金	円	円	
交付予定額 （①+②+③+④+⑤）	円	円	
補助事業の 完了年月日	年 月 日	年 月 日	
添付書類	(1) 改修工事に係る契約書及び領収書の写し (2) 改修工事を行った部分の施工中及び施工後の状態が 確認できる写真		

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。